

香川県新規就農者育成方針

改正 令和6年2月1日
香川県農政水産部

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1経営発展支援事業の第7の1に基づき、香川県新規就農者育成方針を策定する。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

【課題】

- 農業従事者の高齢化や減少により、農業の労働力不足が進むなか、農業の働き方改革と人手不足解消に取り組み、本県農業を持続的に発展させるためには、核となる担い手として新規就農者を将来にわたり確保する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークなど場所を問わない働き方が進展するにつれ、地方への田園回帰志向や農業・食への関心が高まっており、移住就農先として香川県を選んでもらうため、県外者をターゲットに新規就農者を確実に確保する必要がある。
- 経営資産も技術も後ろ盾もない就農希望者が独立就農するためには、本県独自の独立就農モデルとして確立されてきた、先進農家（里親）での研修を経て独立就農する「のれん分け就農」の充実・強化と、地域・産地で就農者をサポートしていく体制が必要である。

【目標】

新規就農者や認定農業者をはじめ、兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業なども担い手として幅広く捉え、県内外から意欲ある多様な人材を確保するため、本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、PRするとともに、オンライン等を活用した就農相談会や先進的な農業経営体との交流、体験などの機会を充実させる。また、本県独自の「新規就農者の里親登録制度」や農業大学校における長期・短期研修を中心とした研修体制と、就農時の経営計画作成支援と初期投資負担軽減策の充実、県農地機構等と連携した就農地の選定など、就農希望者一人ひとりの状況に合わせた就農相談から就農までの継続的なサポートにより「のれん分け就農」の充実・強化を図り、本県での円滑な就農を促進する。これらの取組により、年間150人の新規就農者の確保・育成を目標とする。

2 新規就農者に対するサポート内容

実施要綱別記1第7の2に規定される「都道府県サポート計画（新規就農者向け）」に記載。

3 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件

- (1) 事業実施主体（市町）は支援分野について、担当機関・部署が明確にされた地域サポート計画を策定すること。
- (2) 交付対象者は複式簿記記帳及び青色申告を実施すること、
- (3) 交付対象者は農業版事業継続計画（BCP）を策定すること。

4 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

都道府県加算ポイント

(別表)

No.	確認項目	点数	確認方法	獲得点数
1 研修	これまで農業大学校または認定農業者である農家で研修を受けた経験があること	1	受講を証明する書類や研修先への聞き取り等により確認。	
	これまで里親登録のある農家で研修を受けた経験があること	3		
2 研修	農業大学校における研修(フォローアップ研修等)または県が主催する研修等を受講したことがある(見込みである)	3	卒業証明書や農業大学校等への聞き取り、参加者名簿の確認。見込の場合は、スケジュールや経営計画の聞き取り等により実施が確実であることを確認。	
3 リスクヘッジ等(いずれか実施)	「農業保険(収入保険・農業共済)」等に加入している(見込である)こと	3	既に参加している場合は書類等で確認。加入する予定である場合は加入に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。	
	【野菜】「野菜価格安定制度」に加入している(見込みである)こと			
	【畜産】畜産に係る「セーフティネット対策」に加入している(見込みである)こと			
	「経営所得安定対策」に加入している(見込である)こと			
4 リスクヘッジ等(いずれか実施)	複数の販売先を確保する(見込みである)こと	3	本人名義の農産物出荷伝票により確認。要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。 本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書により確認。要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。	
	複数品目を生産する(見込みである)こと			
5 雇用関係	雇用を実施する(見込みである)こと	1	既に雇用している場合は給与の支払い状況や雇用契約書等の書類により確認。雇用する予定である場合は計画の内容等の聞き取り等により確実であることを確認。	
6 作業支援	地域の作業支援を受託する(見込みである)こと	1	既に作業支援している場合は契約書等の書類により確認。作業支援する予定である場合は計画の内容等の聞き取り等により確実であることを確認。	
7 経営計画	農産物の販路が決まっていること	3	既に取引している場合には契約書等の書類により確認。今後取引する予定である場合は聞き取り等により確実であることを確認。	
合計(最大)		17	点数合計	

※確認方法については、ヒアリングを実施し、事業実施主体は、必ず確認項目ごとに採点の根拠書類を保管すること
 ※No.2、3および6については、事業実施年度の翌年度までに行う。
 ※No.4および5については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※ポイントは次の計算式により加算する。
 申請者の加算ポイント=(申請者の獲得ポイント)×(都道府県加算ポイント)÷(全申請者の獲得ポイントの合計)
 ※小数点以下は切り捨て
 ※余剰(都道府県加算ポイント数)は共通ポイントが高い申請者から順に1ポイントずつ加算する。
 共通ポイントが同じ場合は(申請者の点数)が高い申請者から順に1ポイントずつ加算する。
 ※(都道府県加算ポイント数)=(前々年度までの3年間の平均認定新規就農者の新規認定数+本事業申請者数)÷2×5